

みちかほうりつ

身近な法律

ハンドブック

にほんごばん
「やさしい日本語版」



はたらみな
これから働く皆さんへ

ぜんこくせいねんしほうしょしきょうぎかい
全国青年司法書士協議会

くさつしこくさいこうりゅうきょうかい
草津市国際交流協会

この冊子は、これから働く皆さんに知ってほしいことが書いてあります。
 この冊子には、身近な法律が書いてあります。
 法律について分からぬことなどがある時に、この冊子を読んでください。
 この冊子は、全国青年司法書士協議会が作ったものを基にしています。
 全国青年司法書士協議会と草津市国際交流協会が協力してやさしい日本語に
 しました。※身近な：日本で生活するうえでの

目次

第1章 労働法について	3
第2章 契約について	6
1 「契約」ってなに？	
2 契約の「取消」について	
取消できる例／悪徳商法の例	
3 クーリング・オフの方法について	
クーリング・オフができる日数／ こんな場合はクーリング・オフができません	
第3章 お金について	11
1 税金	
自動車やバイクを持ったら	
2 クレジット	
クレジットカードでリボ払いするとどうなる？ 保証人について	
第4章 司法制度について	13
1 身近なトラブル	
2 困ったときには相談しましょう	
第5章 生活を支える制度	15
健康保険／年金制度／失業保険／労災・休業補償／生活保護	
相談先一覧	18
あとがき	19

だい 1 章 ろうどうほう 労働法について

Q 労働法って何ですか？

A 働く人と雇うとの決まりです。雇う人は労働法の決まりより悪い条件で人を働かせてはいけません。
労働法は、働く人を雇う人から守る法律です。

Q 労働法の働く人とは、どのような人ですか？

A 雇う人から賃金をもらっている人（アルバイトやパートも）です。



Q 賃金についてはどんな決まりがありますか？

A 雇う人が働く人に、仕事をしてくれた分のお金を払います。そのお金を賃金と言います。雇う人が働く人に、賃金を払う時には5つの決まりがあります。

①雇う人は賃金を、働く人に物ではなくお金で払います。

②雇う人は賃金を、働く人に直接払います。

③雇う人は、働く人に賃金の全額を払います。しかし、社会保険料や税金は、賃金から引いて払います。

④雇う人は賃金を、働く人に月に1回以上払います。

⑤雇う人は賃金を、働く人に決まった日に払います。

第1章
労働法について

第2章
契約について

第3章
お金について

第4章
司法制度について

第5章
生活を支える制度



**働く時間の長さや
休みの取り方を教えて
ください**

第1章
労働法について



A 労働法により、働く時間と休みの日が決められています。労働法では、働く時間は1週間に40時間、1日に8時間です。雇う人がこれ以上働くためには、働く人と約束してルールを作ります。雇う人は決められた時間を超えた時は、多めの賃金(125%)を払う必要があります。1日に働く時間が6時間を超える場合は45分間、8時間を超える場合は1時間の休みを取りることができます。さらに、1週間のうち1日は休日を取ることができます。

第2章
契約について

第3章
お金について

第4章
司法制度について

第5章
生活を支える制度

ハローワーク・

労働基準監督署

ハローワークは仕事を見つける役所です。労働基準監督署は働く人を守るために役所です。この二つの役所は同じ建物にあることが多いです。働く時に困ったことがあれば、ここで相談しましょう。





**Q 仕事でけがをしたり、
病気になった場合は
どうなりますか？**



A 労災保険からお金をもらえる場合があります。働く人が仕事中や通勤中にけがをしたり、仕事が原因で病気になった場合は、労災保険からお金がもらえます。アルバイトでもお金はもらえます。仕事でけがや病気になった場合は、雇う人が労働基準監督署に相談しましょう。

***労災保険：労働者災害補償保険法による公的保険制度です。**



**Q 「ブラック企業」
「ブラック・バイト」
って何ですか？**



A 労働法のルールを守らない会社や仕事をことです。約束の日に賃金がもらえない。約束より賃金が少ない。休憩や休みがない。会社で困ったことがあれば、労働基準監督署やハローワークに相談に行きましょう。



第1章

労働法について

第2章

契約について

第3章

お金について

第4章

司法制度について

第5章

生活を支える制度

だい2 しょう けいやく 第2章 契約について

第1章
労働法について

第2章
契約について

第3章
お金について

第4章
司法制度について

第5章
生活を支える制度

1 「契約」ってなに？

契約は法律で守られた約束です。

物を買う。物をあげる。アパートを
借りる。これらはぜんぶ契約です。

これください

かしこまりました



契約とは… 「約束」すること

これ
ください

+

どうぞ

=
契約が成立
します。

・身近な契約・



本を買う



DVDを借りる



時計をあげる



エステをしてもらう



レストランで食べる



スマートフォンを買う



音楽をダウンロードする



家を借りる

契約自由の原則があります

① 私たちは契約の方法を決めることができます

- 話して契約してもよいです。
- 書いて契約してもよいです。

② 私たちは契約することを自由に決めることができます

- 契約するかしないか
- 誰と契約するか
- どんな契約をするか

③ 私たちは契約を守らなければなりません



契約をするまえに

これらをよく考えましょう

お金
を
はらえるか

契約する
必要はあるか

約束は
守れるか

契約の相手を
信じることが
できるか



約束はかならず守りましょう

第1章
労働法について

第2章
契約について

第3章
お金について

第4章
司法制度について

第5章
生活を支える制度

2 契約の「取消」について

第1章
労働法について

第2章
契約について

第3章
お金について

第4章
司法制度について

第5章
生活を支える制度

契約は、あなたと相手との約束です。

契約するとお互いに、約束を守る義務があります。しかし、契約した後でも契約の取消が出来ることがあります。

取消できる例

未成年者が、法定代理人（両親などの親権者または後見人）の賛成を得ないで結んだ契約。

ただし、例外もあります。

未成年者：20歳になっていない人。民法の中での制限行為者の一種

法定代理人：本人の意思でなく、法律の規定により任命される代理人

親権者：成年に達しない子の財産管理を行う親など

後見人：財産に関するすべての事項で、未成年者の法定代理人になる者



悪徳商法の例

ひと かね ひと あくとくぎょうしゃ
人をだましてお金をもうけようとする人を悪徳業者といいます。
ひと もの か あくとく
そして、人をだまして物やサービスを買わせようとするこれを悪徳
じょうほう
商法といいます。

1 アポイントメントセールス

でんわ えら
電話やSNSで「あなただけが選ばれました」「景品が当たった」と言って、あなたを呼び出し、物やサービスを買わせようします。

2 資格商法

でんわ なんど さも
電話で「資格が取れる」と何度も説いてきます。教材などを買わせたり、授業料を払わせます。はっきり断らないと、かってに教材などを送ってきます。

3 デート商法

とも こいびと つく
友だちや恋人を作るためのサイトやSNSを通じて近づいてきます。何度もデートするうちに、高い物を買われます。その後、相手と連絡がとれなくなります。

4 キャッチセールス

ばしょ ねが
にぎやかな場所で「アンケートをお願いします」などと声をかけられます。カフェや事務所に行くと契約するまで帰してくれません。

5 マルチ商法

じょうほう しおり
マルチ商法業者は、「あなたが商品を売ると、売り上げの一部が自分のものになる」と言ってあなたに商品を売りつけます。そして、「知り合いを誘うと、その人が買った分からもお金がもらえる」と説います。しかし、多くの人は商品が売れ残りお金はもらえません。

6 SF(催眠)商法

とうせん し
「当選おめでとうございます」などと言う電話やSNSがきます。知らされた場所に行くと、安い品物をタダでくれます。そのあと悪徳業者は、あなたが落ち着いて考えられないようにして高い物を売ろうとします。

7 訪問買取商法

もの う
「いらない物を売りませんか?」などと言って悪徳業者がやってきます。悪徳業者はあなたをだまし、あなたが売るつもりのない宝石や指輪まで安く買い取ろうとします。

第1章
労働法について

第2章
契約について

第3章
お金について

第4章
司法制度について

第5章
生活を支える制度

3 クーリング・オフの方法について

第1章
労働法について

労働法について

第2章
契約について

第3章
お金について

第4章
司法制度について

第5章
生活を支える制度

クーリング・オフとは、**どんな理由でも契約をやめることができるルール**です。

クーリング・オフは、必ずハガキなどの書面（紙に書いたもの）で行います。

クーリング・オフが出来る日数

● 訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールス等	8日間
● 電話をを使った販売	8日間
● 訪問買取商法	8日間
● マルチ商法	20日間

契約をした日を入れてこの期間内に、ハガキなどの書面を郵便で出します。



困ったときは、消費者ホットラインに電話をかけたり（電話番号：188）、司法書士に相談したりします。



こんな場合は、クーリング・オフができません

- あなたがお店へ行って買い物をしたときや、通信販売（インターネットなどで買い物をする）で買ったとき
- 化粧品や洗剤などの消耗品のふたを開けたり、使ったとき
- 3000円より安い値段の商品を、現金で買ったとき

★ お店の人がふたや箱を開けた場合など例外があるので注意してください

だい 第3章 お金について

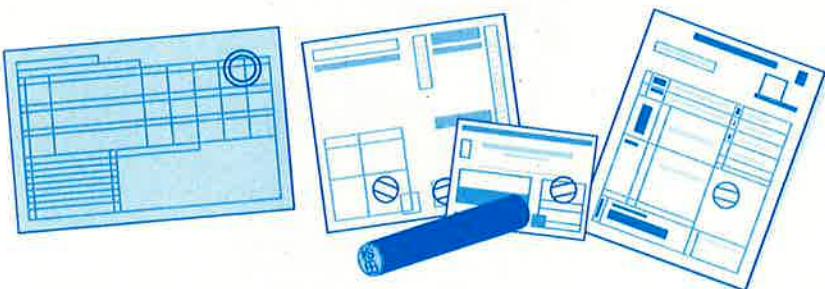
1 税金

税金は国や自治体に払うお金です。日本に住所がある人が働いて賃金をもらったら、「所得税」や「住民税」を払わなければなりません。所得税は、会社などから賃金をもらった年に払いますが、住民税は、その次の年に払います。一年間にもらう賃金の合計が103万円より少ないので賃金から所得税が引かれていた時は、税務署に確定申告します。引かれた所得税が返ってきます。学生は一年間にもらう賃金の合計が130万円以下のアルバイトの時は、所得税はありません。

自動車やバイクを持ったら

あなたが自動車やバイクを持ったら、自動車損害賠償責任保険に入らなければなりません。この保険は、自動車やバイクで人を死亡させたり、ケガをさせた時に、相手にお金を払うためのものです。この保険だけでは、相手に払うお金が足りないことが多いので、自動車やバイクの任意保険に入るほうがよいです。

自動車や排気量250ccを超えるバイクを持ったときは、車検を受けましょう。



第1章
労働法について

第2章
契約について

第3章
お金について

第4章
司法制度について

第5章
生活を支える制度

2 クレジット

クレジットカードでリボ払いするとどうなる？

クレジットカードには、リボ払いという払い方があります。この方法は、あなたが1か月に払わなければならない金額が決められています。もしその月に買ったものの金額が、リボ払いに決められた金額を超えたなら、残りは次の月に払わなければなりません。これらとは別に、あなたは手数料を払わなければなりません。リボ払いは、あなたが1か月に払う金額が同じなので、「いくら借りている」のか分かりにくいです。あなたの収入よりも多い金額の買い物を続けてしまうかもしれません。いつまでたってもお金を返せないことがよくあります。

保証人について

「保証人」というのは、ほかの人があお金を借りるときに、「その人がお金返さないときには、私が代わりに返す」という約束をした人の事です。もし、あなたが友だちの保証人になったら、友だちがお金を返さないときには、あなたが返さなければなりません。
だから、簡単に保証人にならないでください。簡単に保証人になってほしいと頼まないでください。



第4章 司法制度について

1 身近なトラブル

ケース
1

お金のトラブル

ともだち かね か 友達にお金を貸したが返ってこない

返す約束をしてお金を貸し借りすることを金銭消費賃貸契約といいます。他の人と一緒に話し合いをしたり、何度も返してと伝えても返してもらえない場合は、その人を訴えることができます。

ケース
2

ネット通販のトラブル

か もの インターネットで買い物をしたが商品が届かない

ものの売買は商品とお金を交換することです。インターネットでの買い物では、お金を払ったあと業者と連絡が取れなくなり、商品も届かないことがあります。これは詐欺罪となる場合があります。

ケース
3

他人にケガをさせた

じ てんしゃ の 自転車に乗っているときに他の人を ほか ひと ケガさせた

自転車は道路交通法では車です。自転車に乗って、歩いている人にぶつかり、ケガをさせてしまったときは、罰せられ賠償しなければなりません。

第1章 労働法について

第2章 契約について

第3章 お金について

第4章 司法制度について

第5章 生活を支える制度

2

困ったときには相談しましょう

第1章
労働法について

第2章
契約について

第3章
お金について

第4章
司法制度について

第5章
生活を支える制度

- 物を売ったり買ったりすることで、トラブルになつた時やだまされた時。
- 法律について、わからないことがあるとき。
など…

- ① まず、法律専門の人に 相談しましょう。(最後のページを見てください)
- ② 相談しにくいかもし知れませんが、勇気を出して相談しましょう。
- ③ 友達から相談された時は、適切な相談機関を紹介しましょう。



だい 5 章 せいかつ ささ せいで 生活を支える制度

◆ 健康保険

健康保険は病気やけがのときのための保険です。健康保険に入っている人は病院に行つたときに払うお金が安くなります。健康保険には2つのタイプがあります。会社の健康保険と、国民健康保険です。会社の健康保険に入っている場合は、保険料が賃金から引かれます。国民健康保険の場合は、市や町の役所で払います。もし国民健康保険の保険料を払うことができないときは市や町の役所で相談してください。理由によって支払いを少なくしたり、払わなくてよい場合があります。



◆ 年金制度

日本に住所のある人は、年金制度に入る必要があります。年金は、2種類あります。「国民年金」と「厚生年金」です。日本に住所があり、20歳から60歳までのは、「国民年金」に入ります。会社で働いていたり、公務員のような仕事をしていれば、「国民年金」と「厚生年金」の2つの年金に入ります。「国民年金」は、住んでいる町の役所で手続きをします。「厚生年金」は、あなたが働いている会社などで、手続きをします。会社などで働いている人は、賃金から、「国民年金」と「厚生年金」の2つの年金保険料が引かれます。「厚生年金」の保険料は、半分を会社などが払っています。あなたは、「厚生年金」の保険料の半分だけを支払っていることになります。2つの年金保険料を払っていれば、もらえる年金は多くなります。年金を受け取るには、20歳から60歳までの間に、年金保険料を少なくとも10年間は支払わなければなりません。あなたが年金保険料を払っていれば、障害状態（精神や身体の機能が悪くなること）になっても障害年金をもらえます。忘れずに年金保険料を払うようにしましょう。

労働法について

第2章 契約について

第3章 お金について

第4章 司法制度について

第5章 生活を支える制度

◆ 失業保険

働いている人は雇用保険に入ります。雇用保険の中に失業保険があります。働いている人が会社を辞めた時に、失業保険からお金が支払われます。保険料の半分は会社が支払っています。自分で払う分は、賃金から引かれています。働いた期間や会社を辞めた理由で、失業保険をもらえる期間が変わります。

失業保険に入っているかを、給与明細で確認してください。

失業保険をもらうためには、辞めた会社から離職票をもらわなければなりません。それを持ってハローワークに行って手続きをしてください。

※給与明細（賃金の内容が書かれたもの）

第1章
労働法について

第2章
契約について

第3章
お金について

第4章
司法制度について

第5章
生活を支える制度

◆ 労災・休業補償

労災（労働災害）とは、働いている人が仕事中や通勤中にけがをしたり、仕事が原因で病気になったりすることです。労災にあったときのための保険を労災保険（労働者災害補償保険）といいます。労災が原因で、仕事を休んで賃金がもらえないときは、お金（休業補償給付）がもらえることがあります。

労災にあったときは労働基準監督署で手続きをしてください。

あなたの給与明細に労災保険の保険料のことが書かれていなくても、その保険料は会社が全額支払っています。

労災の対象者：会社などで働いている人（アルバイト、パート、派遣労働者も）

労災になるとき：仕事中や通勤中（仕事が原因となるとき）

労災になる場合：けが、病気、障害、死亡



◆ 生活保護

生活保護は生活に困った時にもらえるお金のことです。困ったときとは、世帯収入(家族全員の収入)が国の決めた「最低生活費」より少ないとときです。

外国人の場合は、在留資格(永住、定住、日本人の配偶者、永住者の配偶者、特別永住者、難民認定者)のある人がもらえます。

仕事をしていても収入が少ないときにもらえる場合があります。

生活に困ったときは市や町の役所に相談してください。

第1章
労働法について

第2章
契約について

第3章
お金について

第4章
司法制度について

第5章
生活を支える制度



生活保護



相談先一覧

全国共通の相談先

名称	電話番号	受付日時／時間	主な相談内容
全国青年司法書士協議会 当番司法書士ホットライン	03-3359-3639	平日 9:00～18:00 月～金曜日 14:00～18:00	司法書士業務に関する相談 例えば、お金のトラブル、賃金未払い等 無料電話相談
法テラス	0570-078374	平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00	法的トラブル
国民生活センター	03-3446-0999	平日 10:00～12:00 13:00～16:00	消費者トラブルに関する相談、 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情等
消費者ホットライン	188 03-3446-1623	平日 10:00～12:00 13:00～16:00	近くの消費生活相談窓口を案内

各地域の相談窓口が検索できるホームページアドレス

名称	ホームページアドレス	相談内容
司法書士総合相談センター	http://www.shiho-shoshi.or.jp/activity/center_list.html	司法書士業務に関する相談
法テラス	http://www.houterasu.or.jp/sp/chihoujimusho/index.html	法的トラブル
消費生活センター	http://www.kokusen.go.jp/map/	消費者トラブル等、消費生活全般に関する相談
総合労働相談コーナー	http://www.mhlw.go.jp/general/seid0/chihou/kaiketu/Soudan.html	労働問題に関する相談

あなたの地域の相談先（いざという時のために事前に調べて記入しておきましょう）

名称	電話番号	受付日時／時間	主な相談内容
司法書士総合相談センター			
法テラス			
消費生活センター			
総合労働相談コーナー			
市区町村役所			
福祉事務所			
ハローワーク			
警察署 生活安全課			



あとがき

さいご 最後まで読んでいただきありがとうございました。

この冊子はみなさんの役に立ちましたか？

わからないことがある時は、一人で悩まないでください。

だれ 誰かに相談しましょう。

ちか 近くに相談する人がいない場合は、表の中の相談窓口で相談してください。

みぢか ほうりつ
身近な法律ハンドブック
はたら みな
これから働く皆さんへ

この冊子へのご意見・お問い合わせは
全国青年司法書士協議会・草津市国際交流協会

●全国青年司法書士協議会

〒160-0004
東京都新宿区四谷2丁目8番地 岡本ビル5階(505号)
TEL.03-3359-3513 FAX.03-3359-3527
e-mail:info@zenseishi.com

●草津市国際交流協会

〒525-8588
草津市草津3丁目13-30草津市役所 2F
まちづくり協働課内
TEL.077-561-2322 FAX.077-561-2482
e-mail:kifa-japan@coda.ocn.ne.jp